

施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業計画審査要領

第1 趣旨

施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業費補助金実施要領第3の5に基づき、戦略的作物生産拡大計画（以下、「事業実施計画」という。）の審査要領を次のとおり定める。

第2 審査会

施設園芸大国しずおか構造改革緊急対策事業の事業実施計画を選考するため、審査会を置くものとする。

第3 審査会の構成

審査会の構成は、農林水産戦略監を審査員長とし、委員5名で構成する。審査員は、以下のとおりとする。

審査員長	農林水産戦略監
審査員	農業局長
審査員	産業革新局理事（国内販路開拓担当）
審査員	日本政策金融公庫静岡支店農林水産事業統括
審査員	中小企業診断士

第4 選定方法

事業実施主体から提出された事業実施計画について、審査基準に基づき採点する。

第5 審査基準

審査基準は、事業実施主体が達成すべき成果目標ポイントと審査員による計画評価ポイントとする。

(1) 成果目標ポイント(合計 50 ポイント)

成果目標項目		ポイント
1	栽培面積の現状に対する目標時の増加面積	【10p】 75a 以上の増加・・・10 ポイント (※ガラス温室の場合 1000 m ² 以上の増加) 50a 以上の増加・・・8 ポイント (※ガラス温室の場合 800 m ² 以上の増加) 30a 以上の増加・・・6 ポイント (※ガラス温室の場合 600 m ² 以上の増加) 10a 以上の増加・・・4 ポイント (※ガラス温室の場合 400 m ² 以上の増加) 5a 以上の増加・・・2 ポイント (※ガラス温室の場合 200 m ² 以上の増加)
		次に掲げる①から⑥のいずれか2つを選択する。【15p×2】

	① 販売単価 単位面積又は単位収量当たりの現状の販売額に対する目標時の増加率	15%以上の増加・・・15ポイント 12%以上の増加・・・12ポイント 9%以上の増加・・・9ポイント 6%以上の増加・・・6ポイント 3%以上の増加・・・3ポイント
	② 単収 10a 当たりの収量の現状に対する目標時の増加率	15%以上の増加・・・15ポイント 12%以上の増加・・・12ポイント 9%以上の増加・・・9ポイント 6%以上の増加・・・6ポイント 3%以上の増加・・・3ポイント
	③ 上位等級 秀品その他の品質（大きさ、外観規格、内部品質）の上の現状に対する目標時の増加率	15%以上の増加・・・15ポイント 12%以上の増加・・・12ポイント 9%以上の増加・・・9ポイント 6%以上の増加・・・6ポイント 3%以上の増加・・・3ポイント
	④ 契約取引・業務加工 当該品目の全出荷量に対する契約取引の割合の現状に対する目標時の増加率	33%以上の増加・・・15ポイント 26%以上の増加・・・12ポイント 19%以上の増加・・・9ポイント 12%以上の増加・・・6ポイント 5%以上の増加・・・3ポイント
	⑤ 輸出 当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合の現状に対する目標時の増加率	5%以上の増加・・・15ポイント 4%以上の増加・・・12ポイント 3%以上の増加・・・9ポイント 2%以上の増加・・・6ポイント 1%以上の増加・・・3ポイント
	⑥ 新規作物 全作付面積に対する新規作物の栽培面積率又は全売上に対する新規作物の占める割合の現状に対する目標時の増加率	25%以上の増加・・・15ポイント 20%以上の増加・・・12ポイント 15%以上の増加・・・9ポイント 10%以上の増加・・・6ポイント 5%以上の増加・・・3ポイント
3	①事業実施主体が認定新規就農者の場合 ②認定農業者のうち就農5年以内の後継者（親元就農者）がいる場合 ・・・各10ポイント	
合計		50ポイント

(2) 計画評価ポイント（合計50ポイント）

審査基準	審査の視点	ポイント
(1) 戦略的作物生産拡大計画の適正	<ul style="list-style-type: none"> 新たな販路開拓、生産拡大につながる経営目標となっているか。 現状と課題の分析が適切であるか。 戦略的作物の選定理由が適切か。 目標を達成するための計画が具体的かつ明確に 	20

	示されているか。	
(2) 成果目標の適正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果目標の設定が適正か ・ 現状分析と将来予測が適正か 	10
(3) 事業計画の適正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が計画を達成するための内容となっているか ・ 既存施設を含めた利用計画が適切かつ事業の継続性が認められるか 	10
(4) 投資・収支計画の適正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の投資金額規模が適正か。 ・ 経営収支計画の収支内容が適正であるか。 	10
計		50

第6 選考数

成果目標ポイント及び計画評価ポイントの合計が高い順に採択優先順位を定め、審査員の合議により予算の範囲内で採択する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施主体が複数ある場合には、要望額の小さい順に優先順位を定めるものとする。

第7 事前審査

選考対象者が多数の場合、審査要領第5（1）に定める成果目標ポイントにより順位をつけ、上位対象者から県費補助金の見込額が当該年度予算額の2倍程度までを審査会の対象に絞り込む事前審査を行うことがある。

第8 庶務

審査会の庶務は、農芸振興課において処理する。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査員の合議により決定する。

附則 この要領は、平成30年7月20日から施行する。